**平成２３年（フ）第７８４号**
川崎市宮前区宮崎６丁目６番地51
破産者　有限会社山本写真事務所
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６３号**
長野県塩尻市大字金井714番地３
破産者　有限会社西澤産業
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第２０２５号**
大阪市東成区大今里１丁目26番15号
破産者　大和化工株式会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７９６９号**
大阪府高槻市氷室町１丁目14番１号
破産者　株式会社マルニシステム
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２９８２号**
大阪市東住吉区住道矢田５丁目16番22号
破産者　株式会社大阪ツルヤ
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３５２７号**
大阪市淀川区宮原１丁目２番５号
破産者　株式会社ティーエフ・リファイン
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４６１３号**
大阪府豊中市上野坂２丁目１番７―104号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市上野坂２丁目１番７―304号
破産者　有限会社ロータスプラン
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４６５２号**
佐賀県鳥栖市本町１丁目882番地２
破産者　株式会社コールドネットワーク西日本
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７１６８号**
大阪市住吉区東粉浜３丁目16番５号
破産者　株式会社ファンプロ
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７６９号**
大阪市此花区島屋４丁目２番７号島屋ビジネス・インキュベータ210号室、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区下谷２丁目５番13号
破産者　タニグチ・エコ・システムズ有限会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７９９７号**
大阪市都島区都島中通２丁目19番５号
破産者　株式会社スミヨシ
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４１０号**
大阪市北区曽根崎新地２丁目１番４号
破産者　株式会社フォレスト
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４７３号**
大阪府東大阪市上小阪４丁目４番９号
破産者　有限会社たこ安
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８５２３号**
大阪市中央区南船場４丁目11番９号　コムズビル６Ｆ、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場４丁目９番５号
破産者　株式会社アンブロシア
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８５２５号**
大阪市天王寺区逢阪２丁目３番８号
破産者　株式会社サン・ファイブ
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８５７４号**
大阪市中央区本町４丁目４番地の17新南泰ビル
破産者　株式会社ユー・エス・エム研究所
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１００７号**
最後の住所大阪府松原市新堂３丁目９番25号
破産者　被相続人岡田隆志こと　岡田隆志相続財産
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第３８４号**
兵庫県伊丹市口酒井大十１番地の６
破産者　新光株式会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第３９３号**
佐賀県佐賀市本庄町大字袋289番地８
破産者　株式会社福永社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３５５号**
熊本市水前寺六丁目51番24号スミタンビル５Ｆ
破産者　有限会社システム創建
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２００号**
青森県八戸市根城５丁目４番３号
破産者　有限会社田仲移設工業
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第１６８０号**
東京都八王子市大塚424番地井上方
破産者　福留　経征
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部